

## 牛個体識別全国データベース利用規程Q&A

独立行政法人家畜改良センター

Q 1 なぜ、今回、牛個体識別全国データベース利用規程を制定したのか。

A：今回の利用規程制定前の状況として、牛個体識別情報の提供に関して、「牛個体識別全国データベースの利用等に関する手続き」及び「牛個体識別全国データベースのイントラネット利用手続きについて」があり、利用者から見て分かりづらいこと、またこれらの規程には重複する部分も多かったことから、これらの規程を統合し新たな利用規程として制定を行いました。

Q 2 新利用規程は旧利用手続きとどこが違うのか。

A：新利用規程では、情報提供の方法としてインターネットを利用した情報提供が追加されました。

Q 3 イントラネット利用手続きが廃止されたが、今後、あらたにイントラネットを利用する場合はどのようにすればよいのか。

A：イントラネットの利用については、新利用規程に規定されていますので、新利用規程に基づき利用請求をしてください。

Q 4 現在、イントラネットを利用しているが、同意管理者を追加する場合は、どのようにすればよいのか。

A：新利用規程に基づき、新利用規程の同意管理者追加利用請求書で請求してください。なお、同様に、同意管理者解除届、同意取消申請書及び利用中止届についても新利用規程の様式を使用してください。

Q 5 旧手続きの廃止により、以前に利用請求書を提出し、現在継続して情報を利用しているものは無効になるのか。あらためて利用請求し直さないといけないのか。

A：以前に提出された利用請求書により現在も継続して情報を取得している者は、あらためて利用請求書を提出する必要はありません。

Q 6 旧手続きの廃止により、これまで提出した農家の同意書は無効になるのか。

A：上記Q 5の回答のとおり、これまでに提出された農家の同意書は有効であり、あらためて農家の同意書を提出する必要はありません。

Q 7 農家からすでに取得した同意書が旧手続きの様式であるが、そのまま提出しても良いか。取得し直すべきか。

A：同意書の同意年月日が、新利用規程の制定前の日付であれば、そのまま提出しても構いません。

Q 8 旧手続きの利用請求書等は受け付けてもらえないのか。

A：新利用規程が制定されていることから、新利用規程の利用請求書で請求してください。